

第 1 回事業再評価部会における委員からの指摘事項への対応について (夢洲土地造成事業)

< 部会からの指摘事項 >

・ 夢洲土地造成事業について、早く事業を完了させたい部分と延命化させたいという、その辺りが時間的に不整合があるような気がするので、「評価 A」とするならば評価 A とする必然性の部分について追記すること

< 対応 >

・ 調書 2 ページ目 「11 対応方針 (原案)」を次のとおり修正

(当初) 「先行開発地区」では、夢洲コンテナ埠頭と一体となり、大阪港の物流機能強化に資する物流拠点や先端産業等工場等の需要に対応する「産業・物流ゾーン」としての整備を行っていく。

一方、「残りの地区」については、現在市内で発生する陸上発生残土等の廃棄物処分場は夢洲しかなく、他の処分場が確保できるまで有効に活用していく必要がある。将来的に土地造成が完了した際には、社会経済情勢の変化やその時代の土地利用ニーズ等を踏まえ、必要な時期に土地利用計画を検討する。

また、処分場の延命化により、埋立竣功予定年度を平成 18 年度から平成 26 年度に変更した。よって、本事業を重点的に継続実施する必要があると判断し、「事業継続(評価 A)」とするものである。

(修正) 従前、夢洲土地造成事業については廃棄物処分場ということで一般会計で経理してきたが、土地造成事業という側面からは、資産状況を明確にする必要があるため、2008 年 3 月末に企業会計方式で経理処理を行っている港営事業会計に移行した。

夢洲の土地利用は、すでに土地造成がほぼ完了し基盤整備を残すだけの早期土地利用が可能な「先行開発地区」とこれからも廃棄物処分場として、浚渫土砂や陸上発生残土を受入れていく「残りの地区」に分けて事業進捗を図る。

「先行開発地区」については、港営事業会計の収益確保のため土地売却を促進する必要があり、2012 年度に基盤整備を完了し、その後、物流拠点や生産拠点の用地として売却を進める必要がある。従って、完了時期を定めて基盤整備を重点的に実施する必要があることから「評価 A」としている。

「残りの地区」については、2007 年度末で、陸上発生残土の受け入れ可能量は約 70 万 m^3 となっており、大阪市 6 局の公共工事で発生する残土は年間約 40 万 m^3 であるため、このままいくと来年度までしか受け入れられない状況にある。しかし、次期処分場が確保されるまでは夢洲において陸上発生残土を受け入れる必要がある、2014 年度までの 7 年間で約 280 万 m^3 の陸上発生残土を受け入れる必要がある。よって、早急に地盤改良等により現在の約 70 万 m^3 から約 280 万 m^3 へと受入容量を増やすために、重点的に事業を実施する必要があることから「評価 A」とするものである。

第1回事業再評価部会における資料に係る 事業対象面積の修正について（夢洲土地造成事業）

夢洲土地造成事業対象面積とは、夢洲全体面積（391ha）のうち、コンテナ埠頭整備事業（72ha）を除いた面積（319ha）のことですが、先般9月24日の事業再評価部会ではコンテナ埠頭整備事業に係る面積の一部（32ha）を事業対象面積（351ha）として誤って算入しておりました。（別図参照）

つきましては、本来の夢洲土地造成事業対象面積である（319ha）として、関連する数字を次のとおり修正させていただきます。

なお、事業費につきましては、当初より本来の夢洲土地造成事業対象面積（319ha）で算出しておりましたので、費用対効果の算出に関しては変更ありません。

<対応>

- ・ 調書1ページ目「2 事業概要 事業規模」の「本事業対象面積」を次のとおり修正
（当初）351ha（埋立免許面積）
（修正）319ha
- ・ 調書1ページ目「3 事業の進捗状況」の「再評価時点進捗率」を次のとおり修正
（当初）16%
（修正）12%
- ・ 調書3ページ目「事業の進捗状況、今後の進捗の見込み」の「残事業の内容 未竣工面積」を次のとおり修正
（当初）295ha（84%）
（修正）282ha（88%）
- ・ 調書7ページ目「夢洲土地造成事業の費用便益分析4」費用及び便益項目の抽出」1行目を次のとおり修正
（当初）（中略）事業対象面積である351ha...
（修正）（中略）事業対象面積である319ha...
- ・ 説明資料5 5ページ目「進捗率（竣工面積）の推移」の1行目を次のとおり修正
（当初）（中略）夢洲土地造成事業全体（約351ha）の約16%が...
（修正）（中略）夢洲土地造成事業全体（約319ha）の約12%が...

事業再評価調書（注）

事業名	夢洲土地造成事業			
担当	港湾局 計画整備部 環境整備担当 （連絡先☎：6615-7795）			
1 再評価理由	再評価実施後、5年間が経過している事業（再々評価）			
2 事業概要	①所在地	此花区夢洲東一丁目及び地先水面		
	②事業目的	<p>夢洲は、良好な都市環境の保全や公害防止、大阪港の機能強化を目的とした処分場として整備され、大阪市内から発生する陸上発生残土等で埋立てを行っている。夢洲は、4工区に分割されており、1区は市内から発生する一般廃棄物・産業廃棄物、2・3区については浚渫土砂や陸上発生残土等を処分している。4区は外周護岸建設後に市内から発生する陸上発生残土等により造成を行っている。</p> <p>現在、夢洲の廃棄物処分場は逼迫した状況となっていることから、今後も引き続き廃棄物のリサイクルや減量化対策を推進し、安定的な受入を図っていく。</p> <p>受入を完了した区域については、国際交易機能（船舶の大型化に対応するため高規格コンテナ埠頭やこのコンテナ埠頭と一体となる国際物流関連施設）を活かしたまちづくりを進めていく。</p> <p>※陸上発生残土：陸上における建設工事に伴って発生する土砂で、処分が必要なもの。 ※浚渫土砂：「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」に規定される水底土砂のこと。</p>		
	③事業規模	夢洲全体面積：約391ha（港湾計画面積）⇒本事業対象面積約319ha（埋立免許面積） ・埋立護岸築造：約1,065m（本市埋立免許護岸延長） ・地盤改良工 ・基盤整備：道路、上下水道、及びガス等工事		
	④総事業費 (埋立免許より)	事業採択時点 (H3. 時点)	再評価時点 (H15. 8時点)	再々評価時点 (H20. 9時点)
		約1,390億円	約1,390億円	約1,390億円
⑤総事業費の変更状況とその要因	-			
3 事業の進捗状況	①経過及び完了予定	事業採択時点 (H3. 時点)	再評価時点 (H15. 8時点)	再々評価時点 (H20. 9時点)
		事業採択年度：平成3年度 着工年度：平成3年度 埋立竣工予定年度：平成18年度 基盤整備完了予定年度：平成34年度 ※埋立竣工後、地盤の安定を待って基盤整備を進める。	事業採択年度：平成3年度 着工年度：平成3年度 変更年度：平成9年3月 港湾計画改訂 埋立竣工予定年度：平成18年度 基盤整備完了予定年度：平成34年度 ※埋立竣工後、地盤の安定を待って基盤整備を進める。	事業採択年度：平成3年度 着工年度：平成3年度 変更年度：平成18年11月 港湾計画改訂 埋立竣工予定年度：平成26年度 基盤整備完了予定年度：平成37年度 ※埋立竣工後、地盤の安定を待って基盤整備を進める。
	②既投資額	0億円	380億円	454億円
③進捗率 (上段：事業費へ-ス 下段：竣工面積へ-ス)	0% 0%	27% 3%	33% 12%	
4 未着工あるいは事業が長期化している理由	1～3区は、大阪市内から発生する一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂、陸上発生残土等の処分場として整備を行い、昭和60年より受入を開始し、現在もこれらの廃棄物の受入を行っている。しかし、今後は夢洲の次の処分場確保を見据えながら、出来るだけ処分場の延命化を図るべく、安定的な受入を行うことが必要である。よって、前回再評価に比して竣工予定年度及び基盤整備完了予定年度を延伸している。			

(注) 再々評価の場合の様式

5	事業投資効果の分析	定量的分析（費用便益分析）	定量的効果の具体的な内容	
			効果項目	受益者
			①定量的効果の具体的な内容 輸送便益 (B1) : 88億円 (夢洲とフェニックスでの処分コストの差による便益) 新たな土地の造成による便益 (B2) : 1,105億円 (近傍地単価×免許分譲面積) CO ₂ 排出削減貨幣価値 (B3) : 2億円 (夢洲とフェニックスの距離の差による便益) 総便益 (B1+B2+B3) : 1,195億円 総費用 (C) : 1,032億円 (建設費+維持管理経費) 費用便益比 (B/C) : 1.16 現在価値 (B-C) : 163億円 いずれもデフレーター及び社会的割引率 (4%) での調整後の数値	利用者 地域社会
②算出方法 将来にわたる便益・費用を算定し、その比率を求め費用対効果を算出する。便益は、土地造成により生み出された資産価値としての便益、そして市内から発生する陸上発生残土の処分コスト縮減額としての便益を算出した。算出した便益及び費用は社会的割引率で現在価値化する。				
③費用便益比 B/C = 1.16				
6	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化 〔付属資料「社会経済情勢等の変化」「事業費の見込み」参照〕	定性的分析	定性的効果の具体的な内容	
			効果項目	受益者
7 代替案立案の可能性	なし			
8 新たなコスト縮減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の土地利用に合わせたインフラ整備を行うことで、基盤整備に係るコスト縮減を図る。 ・埋立に使用する土砂については、従前より購入土砂の代替として陸上発生残土を一部利用してきたが、コスト縮減のために今後出来る限り残土を活用していく。 			
9 今後の事業進捗の見通し 付属資料「事業の進捗状況、今後の進捗の見込み」「事業費の見込み」参照	夢洲の土地利用については、既に土地造成や基盤整備が進み早期に土地利用が可能な「先行開発地区」と、これからまだ浚渫土砂や陸上発生残土を受入れる「残りの地区」に分けて事業展開を図っていく。 「先行開発地区」では、夢洲コンテナ埠頭と一体となり、大阪港の物流機能強化に資する物流拠点や先端産業等工場等の需要に対応する「産業・物流ゾーン」としての整備を行っていく。 一方、「残りの地区」については、現在市内で発生する陸上発生残土等の廃棄物処分場は夢洲しかなく、他の処分場が確保できるまで有効に活用していく必要がある。将来的に土地造成が完了した際には、社会経済情勢の変化やその時代の土地利用ニーズ等を踏まえ、必要な時期に土地利用計画を検討する。			
10 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「再評価時の対応方針」今後も廃棄物処分場の必要性が高いことから、できる限り延命化を図るとともに本事業により生み出される広大な土地は、大阪市として貴重な財産となり、この土地を有効活用することで港湾機能の拡充、都市機能や生活環境の向上等、大阪圏の経済の活性化に資するものであり、本事業を継続する必要がある。 ・「竣功時期の延伸について」廃棄物埋立事業の性格を持つ本事業としては、夢洲の次の処分場確保を見据えながら、出来るだけ処分場として延命化を図る必要がある。このため、前回再評価に比して竣功予定年度及び基盤整備完了予定年度を延伸している。 			
11 対応方針（原案）	「事業継続（評価A）」 従前、夢洲土地造成事業については廃棄物処分場ということで一般会計で経理してきたが、土地造成事業という側面からは、資産状況を明確にする必要があるため、2008年3月末に企業会計方式で経理処理を行っている港営事業会計に移行した。 夢洲の土地利用は、すでに土地造成がほぼ完了し基盤整備を残すだけの早期土地利用が可能な「先行開発地区」とこれからも廃棄物処分場として、浚渫土砂や陸上発生残土を受入れていく「残りの地区」に分けて事業進捗を図る。「先行開発地区」については、港営事業会計の収益確保のため土地売却を促進する必要がある。従って、完了時期を定めて基盤整備を重点的に実施する必要があることから「評価A」としている。「残りの地区」については、2007年度末で、陸上発生残土の受け入れ可能量は約70万㎡となっており、大阪市6局の公共工事で発生する残土は年間約40万㎡であるため、このままでいくと来年度までしか受け入れられない状況にある。しかし、次期処分場が確保されるまでは夢洲において陸上発生残土を受け入れる必要があり、2014年度までの7年間で約280万㎡の陸上発生残土を受け入れる必要がある。よって、早急に地盤改良等により現在の約70万㎡から約280万㎡へと受入容量を増やすために、重点的に事業を実施する必要があることから「評価A」とするものである。			

夢洲土地造成事業対象面積の考え方

